

# 離婚協議書

横浜一郎（以下「甲」という）と横浜花子（以下「乙」という）は、本日、協議により離婚することを合意し、その届出にあたり、以下のとおり契約を締結した。

第1条 甲乙間の未成年の子、長男横浜一郎（平成〇年〇月〇日生）及び長女横浜桃子（平成〇年〇月〇日生）の各親権者を母である乙と定め、同人において監護養育する。

第2条 甲は乙に対し、前条記載の子らの養育費として、1人につき月額〇万円を、平成〇〇年〇〇月から同人らがそれぞれ満22歳に達した翌年3月まで、毎月末日限り各人分を各人名義の下記銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、支払手数料は甲の負担とする。

記

- 〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 1234567  
口座名義人 「横浜一郎」
- 〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 7654321  
口座名義人 「横浜桃子」

② 甲は、乙に対し、前項に定める養育費のほか、前条記載の子らが入学・進学・病気入院その他の事由により、子のために特別の出費を要するときは、乙の請求により、甲・乙協議の上、その費用を負担するものとする。

③ 将来、物価の変動、甲又は乙の再婚、失職その他の事情の変更があったときは、甲と乙は、前条記載の子らの養育費の変更について誠実に協議し、円満に解決するものとする。

第3条 乙は甲に対し、第1条記載の子らとの面接交渉を認める。その面接の日時、場所、回数及び方法は、子の情緒安定に留意し、その福祉に慎重に配慮して、甲及び乙がその都度誠実に協議してこれを定めるものとする。

第4条 甲は乙に対し、離婚にともなう財産分与として、下記不動産を譲渡する。

記

- 所在 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇 □丁目  
地番 〇番〇  
地目 宅地  
地積 〇〇〇. 〇〇平方メートル
- 所在 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇 □丁目 △番地△  
家屋番号 〇番〇  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階〇〇. 〇〇平方メートル  
2階〇〇. 〇〇平方メートル

② 甲は乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、前項の不動産につき所有権移転登記手続をなすものとする。ただし、登記に必要な費用は乙の負担とする。（住宅ローン返済中の不動産の財産分与を受けるときは、事前に、ローン債権者（銀行等）と協議をするなどして、名義を変更してもローンの一括返済請求を受けることがないか等について、十分調整する必要があります。）

第5条 甲は乙に対し、離婚にともなう慰謝料として金〇〇〇万円の支払義務のあることを認め、平成〇〇年〇〇月から同〇〇年〇〇月まで毎月末日限り、金〇万円宛計〇〇回に分割して乙名義の下記銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、支払手数料は甲の負担とする。

記

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 1 2 3 4 5 7 6  
口座名義人 「横浜花子」

② 甲が前項の分割金の支払いを〇回以上怠り、かつ、その額が金〇〇万円に達したときは、当然に期限の利益を喪失し、甲は乙に対し、前項の金員から既払分を除いた残額及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払済みであるまで年〇%の割合による遅延損害金を付加して、これを一時に支払うものとする。

第6条 甲及び乙は、勤務先、住所等本契約の履行に必要な情報に変更が生じたときは、相手方に対し、直ちに通知するものとする。

第7条 甲（第1号改定者）及び乙（第2号改定者）は、本日、厚生労働大臣（共済年金の場合は各共済組合）に対し、対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5（割合は当事者間でお決め下さい。）とすることに合意した。


第8条 乙は、速やかに、厚生労働大臣に対し、前条の請求をする。

第9条 甲及び乙は、本条項に定めたもの以外には、相互に債権債務を有しないことを確認する。また、甲及び乙は、本件離婚に関し以上をもって全て解決したものとし、今後、名目の如何を問わず、相手方に対し何らの財産上の請求をしないことを相互に確約した。

第10条 甲及び乙は、本契約につき、強制執行認諾約款付公正証書の作成を合意した。

第11条 本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通ずつ所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
神奈川県〇〇市〇〇区〇〇1丁目1番1

横浜 太郎   
横浜 花子 